

英國議会女王演説 *1 ディベートで ILC英国が高齢者の人権について見解を発表

2008年12月3日に開催された英國議会の女王演説において平等法に関する政府提案が行われた。この提案に関するディベートは12月5日から10日まで行われ、上院議員であり、平等・人権委員会委員であるILC英国理事長のバロネス・サリー・グリーングロス氏は基本的に提案に賛成の立場から意見を表明した。以下では、高齢者差別禁止を含む広範な差別禁止法をめぐる英國の動きとILC英国の見解を紹介する。

■ 2008年度女王演説と平等法案

英國では2006年に「雇用(年齢)平等法 Employment Equality (Age) Regulations」が施行され、雇用・昇進・訓練における年齢差別、正当な理由のない65歳未満の定年などが禁止されている。

さらに2008年には新しい平等法を政府が作成し、議会に提出した。

この法案は同時期に提出される、経済的な安定のための諸法案や失業手当受給者に職業訓練を義務付ける福祉改革法案などとともに、社会生活に与える影響の大きさから注目を集めている。

2008年12月3日の女王演説のなかでエリザベス2世は平等法について次のように述べている。

「わが政府は、すべての人が人生において公正な機会を得得ることを保障するように注力しています。わが政府は、平等を促進し、差別とたたかい、賃金における男女差を明確にすることができるようとするための透明性を導入する法案を提出いたします。」

平等法案の内容は、賃金における女性差別撤廃を進める

英国人権関連年表 色文字の法律が今回の平等法にまとめられる。

1970年 均等賃金法 Equal Pay Act

賃金、労働条件で性別が理由の不利益取扱いを禁止。同一労働同一賃金。

1975年 性差別禁止法 Sex Discrimination Act

採用や職業訓練、昇進、解雇など、均等賃金法の対象以外の雇用関係について規定。機会均等委員会(Equal Opportunities commission=EOC)を設置。

1976年 人種関係法 Race Relations Act

人種、国家的出自等を理由とする直接的および間接的な不利益取扱いを禁止。人種平等委員会(Commission for Racial Equality=CRE)を設置。

1995年 障害者差別禁止法 Disability Discrimination Act

障害を理由とした不利益取扱いを禁止。障害者権利委員会(Disability Rights Commission=DRC)を設置。

2000年 パートタイム労働者(不利益取扱い禁止)規則

The Part-time Workers (Prevention of Less Favourable Treatment) Regulations

有期契約被用者(不利益取扱い禁止)規則

Fixed-term Employees (Prevention of Less Favourable Treatment) Regulations

フルタイム・無期契約労働者と比べて勤務形態による不利益取扱いを禁止。

ことも大きなテーマとなっているが、高齢者差別の撤廃も推進し、さらに今までの人権関連法を整理統合することも目的としている。女性・平等担当大臣のハリエット・ハーマン氏による平等法のポイントは以下のとおりである。

- 平等は個人にとって重要であるのみならず、社会・経済にとっても重要である。不平等な社会は偏見と差別によって傷つけられ、人々は排除されていると感じ、コミュニティは敵意に満ちたものになってしまう。
- また、誰も排除されないとすることによって、最も広く才能を進めることができるために現代の経済にとって平等は不可欠であるといえる。
- 現在も不平等は存在しており、女性は時給にして男性よりも平均21%給与が低く、マイノリティの失業率は2割近く高く、50歳以上の3分の2は年齢のために仕事を得られなかつたことがあると感じている。
- (年齢差別の撤廃)平等法は財、施設、サービス等において年齢差別を禁止する。
- 公共団体は年齢差別防止と高齢者への配慮を義務づけられる。
- 職場で働く同僚同士で賃金が比較できるように(賃金を見せ合うことを禁止する企業等による)「秘密条項」を禁止する。
- 公共事業体は男女差別賃金、障害者雇用、マイノリティ雇用など不平等について報告することとする。
- 17億5千万ポンドが毎年公共部門から英國企業に支払われている。公共部門の調達を、どのように透明性と変化に役立てるかを検討する。
- 平等人権委員会は差別が明らかな事業体の調査を行う。
- (ポジティブ・アクション)採用や昇進に際して女性やマイノリティを増やして職場の多様性を進めることを推奨する。

【*1】女王演説 Queen's Speech

英国議会は女王（国王）が招集し、開会にあたって方針を述べる形式をとる。この方針表明が女王演説である。この日、女王はバッキンガム宮殿から議会のあるウエストミンスター宮殿まで馬車に乗って儀仗兵を従えて沿道の歓呼の中を往復する。スピーチは16世紀から行われている伝統行事で上院で行われ、下院議員は整列して演説を聞く。内容は時の政府が作成する。国会会期は通常では11月に始まり、翌年の秋に閉会する。

参考：The Equality Bill—Government response to the Consultation

<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm74/7454/7454.pdf>

Queen's Speech - Equality Bill
<http://www.number10.gov.uk/Page17676>

■ ILC英国理事長の平等法案への発言

女王演説に続く国会のディベート・デイ6日目の12月10日、ILC英国の理事長であるバロネス・サリー・グリーングロス氏は議案に賛成の立場から以下の趣旨の演説を行った。

「平等 (equality) は一律 (sameness) と同義ではないことを強調したいと思います。平等とはすべての人が各自の個性を發揮し、人種や障害など、自己の力では変えることのできない属性によって自己実現を妨げられることなく生きることを可能にする公平性を意味します。」

「現在の経済的低迷の中で最も大きな重荷を背負わされる人々を護らなければなりません。この観点から、この法案が商品供給、施設やサービス等の利用における年齢差別の禁止条項を追加して盛り込むことを歓迎します。」

「私は政府によって既存の諸義務が『平等性の義務』に一本化されることを喜んでおります。一方で、新たな義務が、コスト削減の圧力下にある小規模な公的機関にも実行可能であり、負荷を負わせないものであることも重要です。」

「私はまた、新法案は、この社会において重要な役割を担いながら、しばしば不当に差別されている介護者の状況改善を促すものであることを強く希望します。」

「女性、障害者、マイノリティなど、少数グループからの採用を経営者は考慮すべきとの考えは正しいと考えます。ただし、最良の求職者でない者の雇用を法律で強要するのではなく、むしろ教育カリキュラムに平等の観点を盛り込むことが重要でしょう。」

「さらに、透明性の確保こそが平等性の進展状況のモニタリングと、実践内容の検証のために最も重要なことと考えます。」

このグリーングロス理事長の意見に対して保健省のハン

ト卿は、「バロネス・グリーングロスは注目すべきお話をされました。今回の年齢差別の撤廃の追加部分は今までの権利擁護で抜け落ちていた部分であります。もちろんバロネスがこれまでに問題提起をされてきたように、さらに行うべきことは他に数多くあります。たとえば高齢者虐待などに對してわれわれはさらに積極的に行動を起こしていくべきであると考えております。」と答弁している。

■ 平等法案の達成とILC英國の立場

以上のように、現在国会の審議が進められている平等法案では高齢者の権利確保にとって一步進んだ内容であるといえる。そのことは、2006年の平等法において規定された65歳未満の定年制の禁止や雇用の場における差別の撤廃に加えて、日常生活の中の年齢差別が禁止されたことや公共団体への差別撤廃義務の強化において明らかである。

しかし、グリーングロス理事長は、2008年の議会ディベートの折に、65歳以上であれば定年制を設けることができる現在の制度を社会の平等性にとっての汚点であると述べている。定年制撤廃のメリットとしては①管理職・専門職の交代コスト削減、②高齢者就労率の向上、③年金財源への拠出額の増、④国家歳入の増を挙げている。そして「年齢は職務能力の指標としては不適切です。人によっては35歳で峠を越えるでしょうが、65歳でも革新的で、競争力があり、ヒラメキがある人もいるでしょう。そのような社会的損失は受け入れられません。」と述べ、2011年に予定されている英国政府による定年制の見直し時期に向けて、定年制撤廃を提唱していく姿勢を表明した。

2003年 雇用平等(宗教または信条)規則

Employment Equality (Religion and Belief) Regulations
宗教または信条を理由とする不利益取扱い禁止。

2003年 雇用平等(性的指向) 規則

Employment Equality (Sexual Orientation) Regulations
性的指向を理由とする不利益取扱い禁止。

2005年 シビルパートナーシップ法 Civil Partnership Act

同性婚を認める。

2006年 平等法 Equality Act

動産・不動産、施設、サービス、教育、公共事業において宗教や信仰・性的指向による差別を違法とする。
「平等人権委員会」を設置し既存のEOC, CRE, DRCの役割に加えて「性的指向」「宗教または信条」「年齢」差別に対処。2007年に平等人権委員会(Commission for Equality and Human Rights= CEH)に統合)を設置。

2006年 雇用平等(年齢)規則

Employment Equality (Age) Regulations
採用、昇進、配置、訓練などにおいて年齢を理由として直接・間接不利益取り扱いを禁止。

2008年 平等法案 Equality Bill

国会提出。